



# 人権久喜

編集・発行：久喜市人権擁護相談所 発行日：平成 28 年 12 月 1 日 No.45

## 聴覚障がい者への理解を深めるためには

聞こえの不自由な人を聴覚障がい者と言ひ、聴覚障がいの原因や聞こえの程度により、「ろう者」、「難聴者」、「中途失聴者」に分かれます。今回は、聴覚障がい者の現状について、関係者にお話を聞きました。

**司会** 私は、本日の司会を務めます。人権擁護委員の橋本久雄です。最初に久喜市人権相談所の石田所長からあいさつをお願いします。

**石田所長** 本日は、聴覚障がい者と、その方々とのコミュニケーション支援をしている手話通訳者の抱える問題を取り上げて話を進めたいと思います。

**司会** 続きまして、さいたま地方法務局久喜支局の福永支局長、よろしくお願ひいたします。

**福永支局長** 法務省の人権擁護機関では、障がいのある人については、障害者基本計画や、障がい者の権利に関する条約の基準などに基づき障がい者施策を推進し、ノーマライゼーションの理念の定着障がいのある人の自立と社会参加の促進、及びそのための啓発活動などに取り組んでいます。本日の座談会を通して、聴覚障がいの方が抱えている問題と、それに対する取組について、市民の皆様の聴



福永支局長

覚障がい者に対する理解が一層深まることを期待しております。

## 聴覚障がい者の現状

**司会** 次に、久喜市障がい者福祉課の岡田課長補佐から久喜市の取組についてお話しをいただきます。

**岡田課長補佐** 聴覚障がいの程度は原因や種類、聞こえによって様々ですが、聴覚障がい者は、大きく三つに区分されます。

一つ目はろう者です。先天的または音声言語を習得する前に聴力を失った方で、手話を第一言語としている方が多いです。二つ目は

難聴者です。聞こえにくいけれども、聴力が残っている方で、補聴器を使って会話ができる人もいますが、わずかな音しか聞こえない方まで様々です。三つ目が中途失聴者です。音声言語を獲得したのちに聞こえなくなつた人で、お話をすることができると多く、新聞や本を読むことは特に支障なくできる方が多いです。

次に障害者手帳ですが、聴覚機能障がいには二級から六級まであり、最も重い二級は、両耳とも聞こえ



岡田課長補佐

ない方です。一般に、街なかで感じる音が七十デシベルと言われていますが、この音が聞こえないと障害者手帳の対象になります。

久喜市で身体障害者手帳の聴覚

### ◆出席者及び人権擁護相談所員紹介◆

(敬称略・順不同)

- 出席者 (さいたま地方法務局久喜支局長) 福永 敏和
- 出席者 (久喜市聴覚障害者協会会長) 大内 伸一
- 出席者 (久喜市手話サークル代表) 安斎 葉子
- 出席者 (手話通訳者) 畑上 宏子
- 出席者 (手話通訳者) 中山いずみ
- 出席者 (久喜市社会福祉協議会 総務課課長補佐) 野口扶美恵

- 出席者 (久喜市役所障がい者福祉課課長補佐) 岡田 秀之
- 久喜市人権擁護相談所員 (十六名)

- 久喜地区 石田 晴久 榎本 恭子
- 大豆生田章 橋本 久雄
- 益山 典子 松村 孝江
- 菖蒲地区 原 莊子 鈴木 実
- 栗橋地区 板東 恵子 奈良 政利
- 坂田 幸江
- 鷺宮地区 未須 成子 中村喜美子
- 池田 岩夫 佐々木伸世

(この座談会は、平成28年8月24日に開催されたものです。)

平衡機能関係の交付者は全体で三百五十三名、そのうち重度の三級までの方は百七十名です。聴覚障がいのある方について、手話が必要とする人への対応として、久喜市では社会福祉協議会以下(社協)に委託して、手話通訳者、手話奉仕員といった手話ができる人を養成する研修や手話通訳者の派遣事業を行っております。

**司会** 次に、野口課長補佐から社協の対応についてお願いします。  
**野口課長補佐** 社協では久喜市から手話通訳者の派遣事業を受託しております。平成二十八年四月一日現在で専任手話通訳者が一名登録手話通訳者が十一名の計十二名が在籍し、手話通訳を必要とする方への派遣事業をしています。



野口課長補佐

その他に手話通訳者を養成する研修会やボランティア的な役割を担う手話奉仕員の養成講座も実施しております。

一方、久喜市役所の障がい者福祉課の窓口にて、週一回、毎週火曜日、午前八時半から午後五時まで手話通訳者を配置してろう者の方の通訳が担える体制をとっています。また、社協には、いつも手話通訳者がいます。通訳者が派遣などで留守の場合にも社協の職員が対応できるようにしています。

聴覚障がいの方々を広く市民に理解していただくために、市民の方、団体、民生委員や、小・中学校の生徒等を対象に、ろう者の方、聴覚障がいの方と手話サークルの方が一緒に、ボランティアで体験学習の講師をやっていたり、機会

を設けるなど、手話を多くの方に理解していただくような機会も企画しています。

**司会** たいまの市及び社協の取組について質問はございますか。  
**佐々木委員** 手話通訳者の養成などについて教えてください。

**野口課長補佐** 社協で行っている通訳者の養成講座は、まず入門と基礎の部分の手話奉仕員養成講座を二年かけて実施し、その後に通訳の養成講座があり、最終的に試験に合格した方が久喜市に登録をすることになります。通訳者として活動ができるまでにはトータルで四年から五年の期間を要します。

## 久喜市聴覚障害者協会

**司会** 次に大内会長から協会のお話をお願いします。

**大内会長** 久喜市では、聞こえない方はほんの一部で聴覚障がいや障害者手帳を持っている人は三百五十人です。耳がほとんど聞こえない人は、社会で孤立しやすいため、苦労をしています。同じ耳の聞こえない者が一緒に集まって交流できる場、情報交換できる場として聴覚障害者協会が設立されました。

協会では、生活で困っていることや不便なことなどを話し合い、

市に要望したり情報を教えてもらったりしています。そのときにも手話が必要です。



大内会長

手話サークルの方々とは一緒に活動をする中でいろいろな情報をいただいたり、サークルの皆さんに手話を教えたりしています。

**司会** ここで御質問はありますか。  
**石田所長** 会員のコミュニケーションは、普通は手話を使っているのでしょうか。あるいは手話以外の方法はあるのでしょうか。

**大内会長** 当然、手話を使っております。先ほど聴覚障がい者やろう者、難聴者、中途失聴者と三つに分けました。市民の皆さんは、聴覚障がいや耳が聞こえないのは同じことだと思いかも知れませんが、この三つの聴覚障がいそれぞれ違います。

ろう者といわれる方は主に手話をコミュニケーションの手段として使っています。難聴者の方は少し聞こえますから口話で話せる方もいます。また、中途失聴者は突然耳が聞こえなくなつたので、手話はすぐには覚えられませんので、筆談などで行っている方が多いです。市民の皆さんは、聴覚障がい

全部同じと思っているかもしれませんが、大きく三つに分かれています。ことを知っていただきたいと思っています。

聴覚障がい者だから手話なのだと感じるのではなく、聴覚障がいや正しく理解してほしいと思います。

## コミュニケーションの方法

**石田所長** 手話ができない健常者とのコミュニケーションは難しいということですか。

**大内会長** 手話ができない場合は、筆談になります。しかし筆談は、私たちが書かれていることを十分に理解できない場合もあります。そのことを承知したうえで、筆談をしていただきたいと思えます。

**中村委員** 聴覚障がいの方はどのような仕事に就かれていますか。  
**大内会長** 聞こえない人の職種の幅は非常に狭いです。電話の対応ができません。また、音に係ることもできません。従って、組み立てとか運搬などの職種が多いです。

最近では、パソコンなどを使つたデータ入力の仕事など、コミュニケーションを余り必要としな

い仕事に就く人が多くなっています。しかし、実際の仕事の中では、手話が使えなかったり、一人で黙々と仕事をしていることが多く、さらに、障がいを持っていることで肩書きも上がることはほとんどありません。また、お客様の接待ができないため、人目につかないところに配置されることも多いです。そういうことを考えると、さみしく仕事をしています。

見た目には耳が聞こえるか聞こえないかが分からないので、職場の中でも配慮をしてくれるところが少ないようです。

**榎本委員** 外見からは障がいをお持ちかどうか分からないことで、不便さというのがありますか。

**大内会長** 視覚障がい者や身体障がい者の方は、動きや行動は大変だと思えますが、周りの人たちからは声が掛けられやすいです。しかし、聴覚障がい者が見えない障がいと言われる、健常者からの配慮がほとんどありません。体は健康なのですが情報が入ってこないという面から、どうしてもほかの障がいの方に比べて取り残される傾向にあります。

**石田委員** 聞こえないことで失礼な結果になることがあるとのことですが、どんな場合ですか。

**大内会長** 例えば人を呼ぶとき、聞こえる人は声で呼びますが、私たちは声で呼ぶことができませ

なので、声のかわりに肩をちよつとたたきます。聞こえる人は体を触れられることに違和感があると思います。私たちが肩をとんとんとするのは、声と同じことなので、皆さんは、何々さんと声を掛けると思います。また、私たちは机をたたいたりもします。そうすることでマナーが悪いのではないかと誤解されることがあります。そういった生活の違い、文化の違いといったずれが多々あります。



市民まつりでの街頭啓発

## 手話通訳者の現状

**司会** 次に、手話通訳の最前線で活躍されているお二人と手話サークルの方から、通訳のご苦労などについてお話しをお願いします。

**畑上さん** 手話通訳は、個人のプライベートな部分に入り込むことも多く、そういう点では十分注意しなければなりません。

まず、手話通訳者について話をさせていただきます。

昭和四十年代にろう者の方々が権利を獲得するために様々な運動を展開してきました。その聾哑運動の中で「我々の権利を守る為に手話通訳が必要」として手話通訳者が生まれたといわれています。



畑上さん

今の社会の中で生活の自立、自己決定、あらゆる場面での社会参加など、聞こえない方たちがスムーズに社会生活ができるよう、私たちとしては手話を駆使して情報保障やコミュニケーション支援をしっかりしていかなければなりません。

**司会** 続きまして中山さんお願いします。

**中山さん** 手話通訳を通して、私たちもやはり情報提供、情報保障をしっかりやっていきたいと思っています。ろう者は見えない障がいだというお話もありました。そのあたりの情報を私たちの

できる範囲で伝えていけたらと思います。



中山さん

**司会** 続いて安齋さん、お願いします。

**安齋さん** 手話サークルというのは聞こえない方々と交流する中で、聞こえない方々からは手話を教わり、私たちからは、知っている情報を提供するというような関係です。

聞こえない方というのとはすごく感がいいのです。手話が未熟であつても、目と目を合わせて向かい合うことで読み取ってくれる場合もあります。それだけ何かすごく私たちにない力を持った人なのだという感じがあります。



安齋さん

**司会** 手話通訳のお話をいただきましたが、それについて質問はありますか。

**中村委員** なぜ手話通訳者になろうと思ったのですか。  
**畑上さん** 最初は興味から学び始

めました。聞こえない方は表情も豊かで手話も魅力的でしたが、困っていることや不便なことを知り、聞こえる自分に何ができればろうと考えた時、通訳ができた方がいいなと思ったのが始まりです。  
**石田委員** 手話サークルの方と手話通訳者とはどのような関係があるのですか。  
**畑上さん** 手話通訳者の皆が手話サークル員でもあります。聴覚障害者協会の方々と一緒に活動しながら、手話を覚え、ろう者への理解を深めています。

## 手話言語法の意味するもの

**司会** 手話言語法を求める意見書が久喜市でも可決されました。その辺の経緯をお話しいただけますか。

**大内会長** 手話言語法は、最初に鳥取県で制定を求める決議がされ、その後全国に広がりました。埼玉県も全六十三市町村がその意見書を採択しています。

手話言語法を制定すべきと考えられる具体的な事例として例えば、親がろう者で子どもが行く大学の説明会に行つて話を聞きたかったが、手話通訳の派遣が認められなかったため、裁判で争うこととなり、全国的な問題となりました。

した。手話通訳の派遣を大学の説明会に認めないというのは、ろう者の権利が尊重されず差別であるとして問題となった事例です。手話は言語であり、きちんと手話通訳を保障してほしいということが全国的な運動に発展してきた経緯があります。

**佐々木委員** 手話言語法制定への取り組みは今後、どのように生かされるのですか。

**大内会長** 例えば、小・中学校では英語が授業に取り入れられています。ここに手話も同じように言語として取り入れられたらと思います。それにより聞こえないことに関しての理解もそこで広めてほしいと思います。

どこでも手話が使われる社会、手話で話したら手話がわかる人がすぐに寄つてきて応えてくれるような、そんな社会になるといいなと思っています。

**野口課長補佐** 聴覚障がい者とのコミュニケーションとして、手話の他に筆談という方法もあります。手話ができないと話ができないというのではないと思います。顔馴染みになり安心して話ができるようにすることも大切です。筆談以外にも、ファクスや携帯メールなども使える時代になってきました。「手話ができないと話ができない」ではなく、私たちの意識がそれに気付かないといけないのかも

知れませんが。その上で手話の技術を向上する必要があると思います。**栗須委員** 急病など緊急時の対応はどうされていますか。

**大内会長** 久喜市に手話通訳派遣事業がなかったころは、埼玉県の派遣事業を利用していました。しかし、県には何日も前に頼まなければならぬ状態でした。

そこで、私たち聴覚障害者協会では、情報保障がないと困る、通訳がないのは困るということ、で市に長い間要望を続けてきました。地域に手話通訳派遣事業があれば、緊急時には助かります。

ただ、現在は専任通訳者が一人なので、出掛けていたり急病のときなどに対応してもらえない可能性もあり、そういうところはもう少し配慮してほしいと思います。

**司会** 他に何かありましたら、お願いします。

**中村委員** 手話は、ろう学校で勉強するのではないのですか。

**大内委員** 皆さんは、ろう学校で手話を教えていると思うでしょうが、実は手話は禁止されてきました。手話を使つてはいけなかった。口の動きを読み取る練習をするのです。何度も何度も口話教育を受けました。今は少し教育も変わって、手話を使つたりして文章力もついてきました。三十代、四十代の方たちは、パソコンを使つてメールをしたり、筆談をしたりして

います。しかし六十歳から七十歳以上の方はそういう教育を受けていないので、文章力は高くありません。

### 求められる市民の理解

**司会** 今年の四月に障害者差別解消法が施行されました。そのことについて市の対応をお願いします。

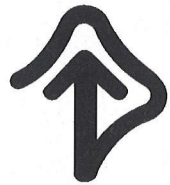
**岡田課長補佐** 障害者差別解消法の趣旨は、障がい理由として差別をしてはいけない。障がい者からの求めがあったらそれを受ける側の負担が重過ぎない範囲でその提供をするよう努力しなければならぬ、というものです。

行政機関においては義務であり、民間事業者においては努力義務とされておりますが、双方の建設的な対話により、出来るだけ解決に導くことが求められています。

障がいのある方が地域社会において何らかの手助けを求めている場合は、民間事業者はできるだけそれに応えるような努力をし、それを見た周りの方は、気が付いたときはお手伝いをしてくださいということが法律の精神です。

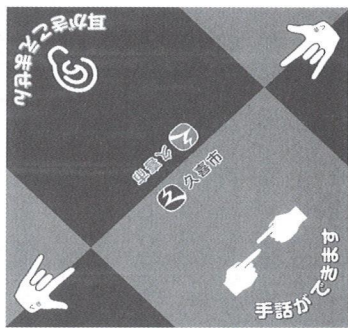
久喜市においても職員全体で実践するために、職員の対応要領と障がいの種別に応じてどのような配慮すべきかを盛り込んだ配慮

マニュアルを三月に作成し、全職員を対象に研修を行いました。



耳マーク

また、市役所の窓口では「耳マーク」をカウンターに置いて、耳の不自由な方は筆談しますのでお申し出くださいといった案内を行っています。来訪者が何らかの合図をしていたら、筆談での対応が出来るということです。



バンダナ



を肩にかけていただく」と「私は耳が聞こえません」「手話ができません」と書かれた部分が表われます。災害時などの避難所では一目で分かると思います。これは聴覚障害者手帳三級までの方々に差し上げられておりますし、また、通訳をされる方、手話のできる方にも差し上げています。

聴覚障がいのある方が地域で自立して生活できるようこれからも支援をしていきたいと思っております。

**野口課長補佐** 社協では、聴覚障がいを持つ方を正しく理解していただくために、子ども達にも理解をしていただくような機会をこれからも大事にしていきたいと思っております。

災害の話が出ましたが、自分の生活が、もし耳が聞こえなかったらどうなるだろうという意識を皆さんが持っていたらと思います。もちろん、障がいの有無に関わらず対等な関係を築くことが大切ですので、これからも市と連携をとりながら一層理解が進むような関わり方や事業を推進していきたいと思っております。

**司会** 最後に、福永支局長からまとめと感想をお願いいたします。

**福永支局長** 聴覚に障がいのある方の置かれた現状とそれに対する取り組みのお話がありました。世の中には様々な人がいて、人と違うからという理由だけで差別

されてはならない。これはまさに人権の基本であるが、特に聴覚障がい者の方は、見えない障がいであるために周囲に気付いてもらえず、誤解を受けて結局差別されてしまっているという、非常に厳しい現状があると改めて再認識しました。

法務省の人権擁護機関では、人権にかかわる多くの皆様と連携しながら、一人一人の違いに気付き理解し合える社会を目指し、啓発活動に一層力を尽くしていくべきだと改めて感じました。

本誌を御覧になった市民の皆様が聴覚に障がいのある方々の人権について、更に深い関心を持っていただけることを心から希望いたします。

**司会** 以上をもちまして、座談会を閉会といたします。御協力ありがとうございました。

### 人権相談・女性相談 (無料)

- 久喜地区 原則毎月10日 13時15分～16時15分
- 菖蒲地区 原則毎月第3水曜日 13時00分～15時00分
- 栗橋地区 原則毎月第3木曜日 13時30分～15時30分
- 鷲宮地区 原則毎月第4月曜日 9時30分～11時30分

問合せ 市役所人権推進課または  
各総合支所総務管理課人権推進係

※この冊子は61,000部作成し、一部当たりの単価は3円です。